

# (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ①基本報酬の見直し
- ②訪問看護サービスの提供体制の見直し
- ③通所サービス利用時の減算の実施
- ④オペレーターの配置基準等の緩和
- ⑤介護・医療連携推進会議及び外部評価の効率化
- ⑥介護職員処遇改善加算の拡大（別掲）
- ⑦サービス提供体制強化加算の拡大（別掲）
- ⑧同一建物に居住する者へのサービス提供に係る評価の見直し（別掲）
- ⑨総合マネジメント体制強化加算の創設（別掲）

# ①基本報酬の見直し

以下のとおり、基本報酬の見直しを行う。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）（訪問看護サービスを行わない場合）  
及び 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）

要介護 1	6,707 単位／月		要介護 1	5,658 単位／月
要介護 2	11,182 単位／月		要介護 2	10,100 単位／月
要介護 3	17,900 単位／月	⇒	要介護 3	16,769 単位／月
要介護 4	22,375 単位／月		要介護 4	21,212 単位／月
要介護 5	26,850 単位／月		要介護 5	25,654 単位／月

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）（訪問看護サービスを行う場合）

要介護 1	9,323 単位／月		要介護 1	8,255 単位／月
要介護 2	13,999 単位／月		要介護 2	12,897 単位／月
要介護 3	20,838 単位／月	⇒	要介護 3	19,686 単位／月
要介護 4	25,454 単位／月		要介護 4	24,268 単位／月
要介護 5	30,623 単位／月		要介護 5	29,399 単位／月

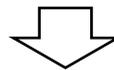
## ②訪問看護サービスの提供体制の見直し

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のうち一体型事業所における訪問看護サービスの一部について、他の訪問看護事業所との契約に基づき、当該訪問看護事業所に行わせることを可能とする。

### ○基準省令第3条の30第2項抜粋

(改定前)

他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所との密接な連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。



(改定後)

他の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所との密接な連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。

(※「市町村長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内」等の条件あり)

### ③通所サービス利用時の減算の改善

通所介護等の利用の有無による1日あたりの訪問回数に大きな差異がないことを踏まえ、通所介護等の利用日における定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の減算率を緩和する。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）（訪問看護サービスを行わない場合）  
及び 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）

（1日当たり減算単位数）

要介護1	△146 単位	⇒	要介護1	△62 単位
要介護2	△243 単位	⇒	要介護2	△111 単位
要介護3	△389 単位	⇒	要介護3	△184 単位
要介護4	△486 単位	⇒	要介護4	△233 単位
要介護5	△583 単位	⇒	要介護5	△281 単位

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）（訪問看護サービスを行う場合）

（1日当たり減算単位数）

要介護1	△202 単位	⇒	要介護1	△91 単位
要介護2	△304 単位	⇒	要介護2	△141 単位
要介護3	△452 単位	⇒	要介護3	△216 単位
要介護4	△553 単位	⇒	要介護4	△266 単位
要介護5	△665 単位	⇒	要介護5	△322 単位

## ④オペレーターの配置基準等の緩和

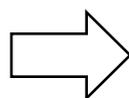
夜間から早朝まで（午後6時から午前8時まで）の間にオペレーターとして充てることのできる施設・事業所の範囲として、「同一敷地内又は隣接する施設・事業所」を追加する。あわせて、複数の事業所の機能を集約し、通報を受け付ける業務形態の規定を緩和する。

### ○兼務要件の見直し

（午後6時から午前8時までの間において、オペレーターとして充てることのできる範囲）

（改定前）

併設する施設等(※)



（改定後）

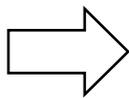
同一敷地内又は道路等を隔てて隣接する等、特に当該事業所のオペレーターの業務に支障がないと認められる範囲にある施設等(※)

※短期入所生活(療養)介護、(地域密着型)特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、(地域密着型)介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

### ○複数の事業所の機能の集約に関する規定の見直し

（改定前）

- ・全国展開している法人の本部で、全国の利用者からの通報を受け付けるような業務形態は、認められない。



（改定後）

- ・全国の利用者に対する随時対応サービスを1か所の事業所に集約するような業務形態は想定していない。
- ・一体的に実施する場合には、随時対応サービスを行う為に必要な情報が随時把握されているなど、利用者の心身の状況に応じて必要な対応を行うことができる場合に認められる。

## ⑤介護・医療連携推進会議及び外部評価の効率化

介護・医療連携推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的であることを踏まえ、事業所が引き続き、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する介護・医療連携推進会議に報告した上で公表する仕組みとする。

### ○基準省令第3条の21第2項抜粋

現行	改正後
<p>自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行うとともに、<u>定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</u></p>	<p>自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p>

### 【改正後の基準】

- ・ 現行の「都道府県が指定する外部評価機関において行うサービスの評価を受けなければならない」とする規定は廃止する。
- ・ 見直し後は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、自らその提供する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価（自己評価）を行い、これを介護・医療連携推進会議においてチェックし、公表する仕組みとする。
- ・ その上で、介護・医療連携推進会議における客観的な評価能力を担保するため、「評価」として行う介護・医療連携推進会議には、構成員として市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者を参加させることを求める。